**矢巾町ふるさと納税　返礼品提供事業者募集要項**

１.　趣旨

　ふるさと納税制度による矢巾町の魅力発信、特産品のPR及び販路拡大等による、地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力いただける事業者（以下、「返礼品提供事業者」という）及び矢巾町ならではの魅力あふれる返礼品を募集します。

２.　返礼品提供事業者の要件

（１）矢巾町内に事業所、工場等を有しており、矢巾町内で生産、製造・加工、サービスの提供を行っていること。

（２）（１）に該当しない場合、矢巾町内にて生産された原材料を主として、製造、加工、販売を行っていること。

（３）本町が寄附の受付及び返礼品の発注、配送管理等の業務を委託している事業者（以下、「委託事業者」という。）との間で、返礼品提供に係る契約を締結し、その契約内容を確実に履行できること。

（４）返礼品提供事業者として、果たすべき業務（返礼品の発送・発注管理・在庫管理・返礼品の情報に変更があった際の迅速な報告等）を遂行できること。

（５）食品を提供する場合、食品衛生法、食品表示法、商標法、その他食品関係法令等に従った事業活動を行っていること。

（６）矢巾町が返礼品に関する情報（名称、商品画像、その他詳細など）を求める場合、情報提供できること。

３.　返礼品の要件

　　返礼品は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

（１）総務大臣が定める地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第５条）詳細は別紙１「地場産品基準について」参照の各号のいずれかに適合するもの。

（２）公序良俗に反しないもの。

（３）自ら生産、製造したもの以外を返礼品とする場合、矢巾町ふるさと納税の返礼品として登録することについて、事前に生産者、製造者からの同意を得ていること。

（４）品質、数量限定の面において、安定した供給ができるもの。ただし、季節商品などの期間限定で供給できるものについては、この限りではない。

（５）食品を提供する場合、返礼品到着後、概ね１週間以上の賞味期限を確保・保証することができるもの。

４.　返礼品の申請

（１）矢巾町ふるさと納税返礼品提案書（様式１）及び矢巾町ふるさと納税における返礼品提供に係る誓約書（様式２）を矢巾町に提出。

（２）提案内容について要件を満たしていることを確認の上、本町から国へ申請。

※総務省への申請に際し、返礼品の価格や製造工程等の詳細について、情報提供をいただく場合があります。

５.　費用の支払い

　　提供する返礼品の商品代、梱包・送料代やポータルサイトでの利用手数料については、矢巾町が負担します。ただし、配送料については最も低い価格となるよう方法を選択していただきます。

　　なお、寄附者への商品到着後に、返礼品の状態・品質等に問題があり、返礼品を再配

達する際に生じた費用については、返礼品提供事業者の負担とします。

（配送業者による瑕疵が原因である場合を除く）

６.　応募期間

　　随時受付とします。ただし応募時期や提案内容によって、ポータルサイトへの掲載が可能となるまでの期間に相当の時間を要する場合があります。

７.　応募方法

　　本要項・提出書類をご確認の上、下記担当課までご提出ください。

・提出書類：矢巾町ふるさと納税返礼品提案書（様式１）

　　　　　　矢巾町ふるさと納税における返礼品提供に係る誓約書（様式２）

・提出方法：メールまたはFAX

・提出先：矢巾町役場 産業観光課 商工振興係 ふるさと納税担当

・メール：[furusato-yahaba@town.yahaba.iwate.jp](mailto:furusato-yahaba@town.yahaba.iwate.jp)　FAX：019-611-2609

８.　その他

（１）返礼品として各ポータルサイトに登録した商品については、寄附者より選択された場合に限り、提供をお願いするものです。

（２）総務省から、ふるさと納税制度や地場産品基準の見直し等について通知があった場合は、要件等を変更する場合があります。

（３）原則として、下記方法に従って矢巾町が寄附金額を設定します。また、登録している返礼品の価格に変更が生じた場合は、寄附金額を変更するため、矢巾町又は委託事業者まで速やかに報告してください。

・返礼品提供事業者から提示された金額（商品代、消費税、梱包・送料すべてを含む）を

もとに、寄附金額に対して３割以内となるように設定。

例：商品代2,500円、消費税250円、梱包・送料250円＝提供価格3,000円

→寄附金額10,000円の返礼品として、各ポータルサイトに掲載

（４）登録した返礼品の変更や、登録の取り下げ等を希望する場合、委託事業者へ速やかに報告してください。

（５）本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、矢巾町との協議によるものとします。

９.　お問い合わせ先

矢巾町役場 産業観光課 商工振興係

所在地：岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

電話：019-611-2613

FAX：019-611-2609

メール：furusato-yahaba@town.yahaba.iwate.jp